

## 山口市振り込め詐欺撃退電話装置貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、振り込め詐欺等特殊詐欺被害防止のため、自動通話録音装置（以下、「装置」という。）の貸出について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (通称)

第2条 貸出を行う装置の通称は、振り込め詐欺撃退電話装置とする。

### (対象者)

第3条 貸出の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者。
- (2) 固定電話を使用しており、番号表示サービスを利用または当該装置設置までに利用を開始することができる者。
- (3) 犯罪捜査・詐欺被害防止に協力できる者。

### (期間)

第4条 貸出の期間は、装置を設置した日から6箇月間とする。ただし、1回に限り更新することができる。

### (申請)

第5条 貸出を希望する者は、「山口市振り込め詐欺撃退電話装置貸出申請書（様式第1号）」を市長に提出しなければならない。

### (決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査の上、装置を交付することが適当であると認めるときは、装置の交付の決定をし、「山口市振り込め詐欺撃退電話装置貸出決定通知書（様式第2号）」により、申請者に通知するものとする。

### (貸出中の管理)

第7条 貸出を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 装置は、取扱説明書に従って適切に使用すること。
- (2) 装置を処分又は目的外に使用しないこと。
- (3) 装置を転貸、売却又は譲渡しないこと
- (4) 破損（経年劣化による場合を除く）又は紛失した場合は、修理等を行うこと。
- (5) 貸出申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに報告すること。
- (6) 使用期間が満了したとき、又は長期入院等の理由により装置を使用しなく

なったときは、速やかに装置を返却すること。

(費用負担)

第8条 装置の貸出は、無料とする。ただし、使用に関する電気料金および電話番号表示サービス利用料金については、貸出を受けた者が負担することとする。

(損害賠償)

第9条 装置の貸出を受けた者は、故意または重大な過失によって当該装置を破損又は紛失させた場合は、「山口市振り込め詐欺電話撃退装置破損等届出書(様式第3号)」を市長に提出するとともに、装置を現状に復するものとする。

(返還)

第10条 市長は、貸出期間中であっても、次の各号に該当すると認めるときは、装置を返還させることができるものとする。

(1) 装置の貸出を受けた者が、本要綱に違反したとき。

(2) 前号のほか、市長が必要と認めたとき。

(損害賠償責任)

第11条 市は、装置の誤った使用により生じた事故等に対して、一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。